

資料4 参考資料

完全民営化された株式会社に対する規制状況

資料A

		成田国際空港株式会社	日本自動車ターミナル株式会社	J A L	K D D	J R (本州3社)	電源開発 (J-POWER)
根拠法廃止 (又は適用除外) の時期		—	昭和60年4月	昭和62年11月	平成10年7月	平成13年12月	平成15年10月
上場時期		未上場	未上場	昭和28年10月	昭和36年10月	東:平成5年10月 西:平成8年10月 東海:平成9年10月	平成16年10月
政府保有株を全額売却した時期		(国:100%保有)	昭和60年6月	昭和62年12月	昭和31年3月	東:平成14年6月 西:平成16年3月 東海:平成18年4月	平成16年10月
設立根拠法による行為規制	(旧) 設立根拠法	成田国際空港株式会社法	日本自動車ターミナル株式会社法	日本航空株式会社法	国際電信電話株式会社法	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律	電源開発促進法
	事業範囲の法定		×	×	×	×	×
	資金調達に係る大臣認可 (新株発行・社債募集・長期借入)		×	×	×	×	×
	役員を選任・解任に係る大臣認可		×	×	×	×	×
	毎年度の事業計画の大臣認可		×	()	×	()	×
	重要な財産譲渡等に係る大臣認可		()	×	(届出)	×	(届出)
	定款変更決議に係る大臣認可		×	×	×	×	×
	剰余金処分に係る大臣認可		×	×	×	×	×
	財務諸表の提出		×	×	()	×	()
監督命令、報告徴収、立入検査							
備考			ターミナルの規模、構造等を変更する際に認可が必要。	航空運送事業の事業許可申請時にあわせて提出し、その後、変更する際に認可が必要。	電気通信事業法に基づき提出。	鉄道事業の事業許可申請時にあわせて提出し、その後、変更する際に認可が必要。	電気事業法に基づき提出。

政府出資のない民間会社役員に係る人事規制が設けられている例

資料B

	根拠法	規制内容			
		選任（認可）	解任（認可）	解任（命令）	兼職制限
銀行（免許制）	銀行法	-	-		（認可）
保険会社（免許制）	保険業法	-	-		（認可）
信託会社（免許制）	信託業法	-	-		（承認）
貸金業者（登録制）	貸金業法	-	-		-
金融商品取引業者（登録制）	金融商品取引法	-	-		（禁止）
金融商品取引所（免許制）		-	-		（禁止）
電気通信事業者（登録制）	電気通信事業法	-	-	-	（禁止）

資本規制について

大口規制(保有制限)

一の株主が一定割合以上の議決権を保有することそのものに制限を課すもの。

放送会社

規制内容

原則、100分の33を超えて保有する場合、その超える部分については、議決権を有しない。

根拠法

電波法、放送法

金融商品取引所(証券取引所)

規制内容

100分の20以上の議決権を取得又は保有をすることを原則として禁止する。

根拠法

金融商品取引法

大口規制(認可制)

一の株主が一定割合以上の議決権を保有する際に大臣の認可を必要とするもの。

銀行

規制内容

100分の20以上(重要な影響を与える場合は100分の15以上)保有(グループ又は単体)する場合は、内閣総理大臣の認可が必要。

根拠法

銀行法

保険会社

規制内容

100分の20以上(重要な影響を与える場合は100分の15以上)保有(グループ又は単体)する場合は、内閣総理大臣の認可が必要。

根拠法

保険業法

黄金株

特定の重要事項決議について、株主総会又は取締役会の決議のほか、その種類株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とするもの。
(会社法第108条、第323条)

国際石油開発帝石
(旧国際石油開発)

規制内容

資本金の額の減少、解散等一定の経営上の重要事項について種類株主総会の決議が必要(種類株式(黄金株)一株を持つ経済産業大臣が拒否権を保有)。

根拠法

なし

平成20年5月20日経済財政諮問会議
提出資料等を踏まえて作成

首都圏空港に係る航空政策について

増大する首都圏の航空需要に対しては、これまで、国際線の基幹空港である成田空港と国内線の基幹空港である羽田空港の空港容量をそれぞれ拡大することで対応してきており、現在、成田空港の北伸事業と羽田空港の再拡張事業が進められているところである。

今後、国は、両空港の基本的な役割分担を踏まえ、中長期的に見込まれる首都圏における航空需要への対応方策について、あらゆる角度から検討していく。

1. 再拡張時の羽田空港、北伸時の成田空港（2010年）

（1）羽田空港

昼間時間帯においては、羽田のアクセス利便性をいかにせる近距離アジア・ビジネス路線として、ソウル、上海、北京、台北、香港まで就航

深夜早朝時間帯においては、欧米や東南アジアをはじめとした世界の主要都市への国際定期便を就航させ、首都圏における国際航空機能の24時間化を実現

（2）成田空港

増加する発着枠（約2万回）により、国際航空ネットワークを拡充

2. 2010年以降の方向性

（1）北伸事業及び再拡張事業の供用を踏まえ、成田空港と羽田空港の一体活用により、増大する首都圏の国際航空需要へどのように対応していくか検討していく。（両空港への国際線の展開のあり方等）

（2）北伸事業及び再拡張事業によっても、首都圏における空港容量は概ね10年後には満杯になると予想されており、成田空港及び羽田空港の更なる容量拡大に向けて、管制、機材、環境、施設等あらゆる角度から可能な限りの施策を検討していく。

（3）成田空港の完全空港化実現に向けた課題への取り組み。

羽田空港の再拡張事業

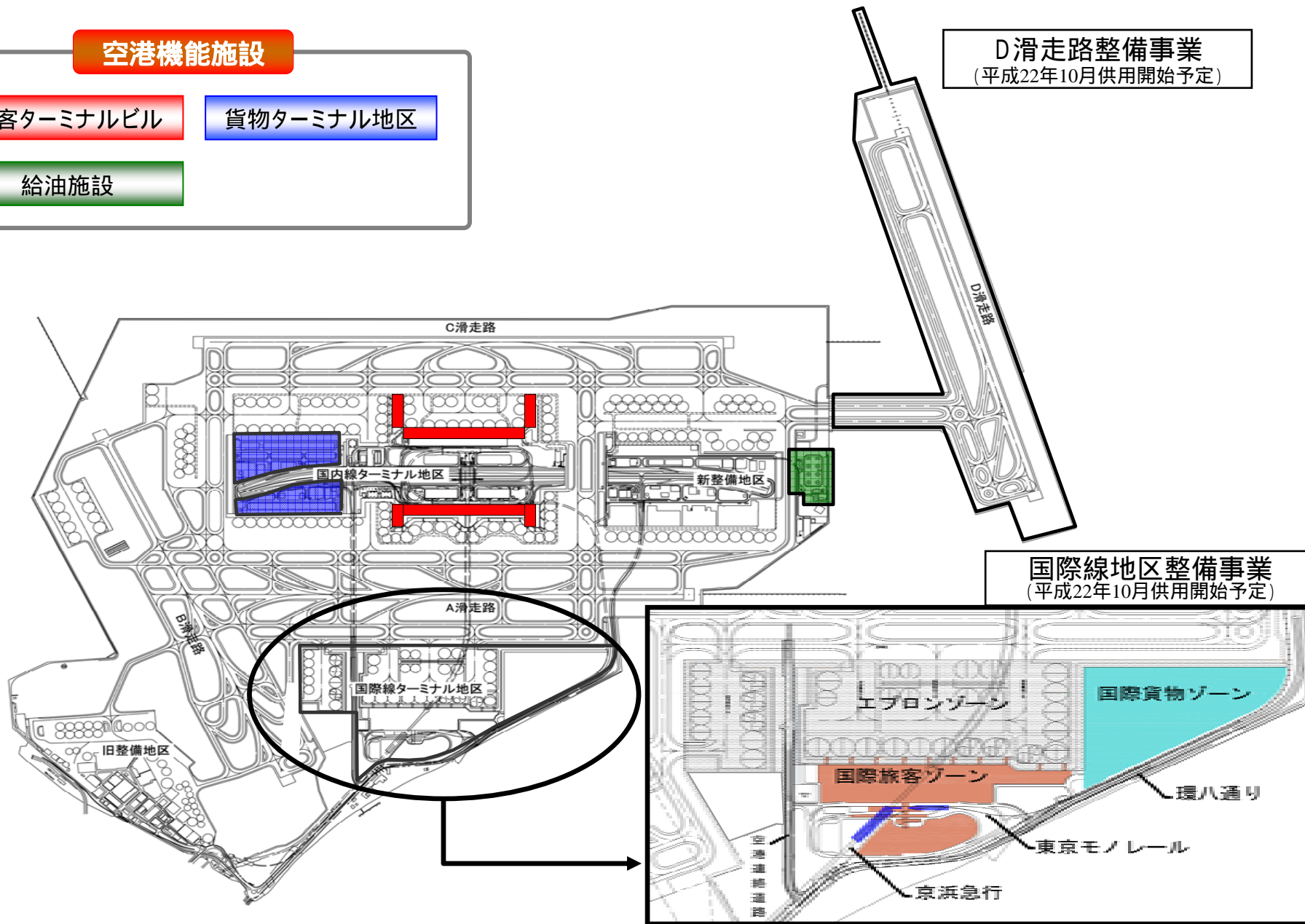
空港機能施設

旅客ターミナルビル

貨物ターミナル地区

給油施設

D滑走路整備事業
(平成22年10月供用開始予定)



国際線地区整備事業
(平成22年10月供用開始予定)

D滑走路

C滑走路

A滑走路

B滑走路

国内線ターミナル地区

新整備地区

国際線ターミナル地区

旧整備地区

エプロンゾーン

国際貨物ゾーン

国際旅客ゾーン

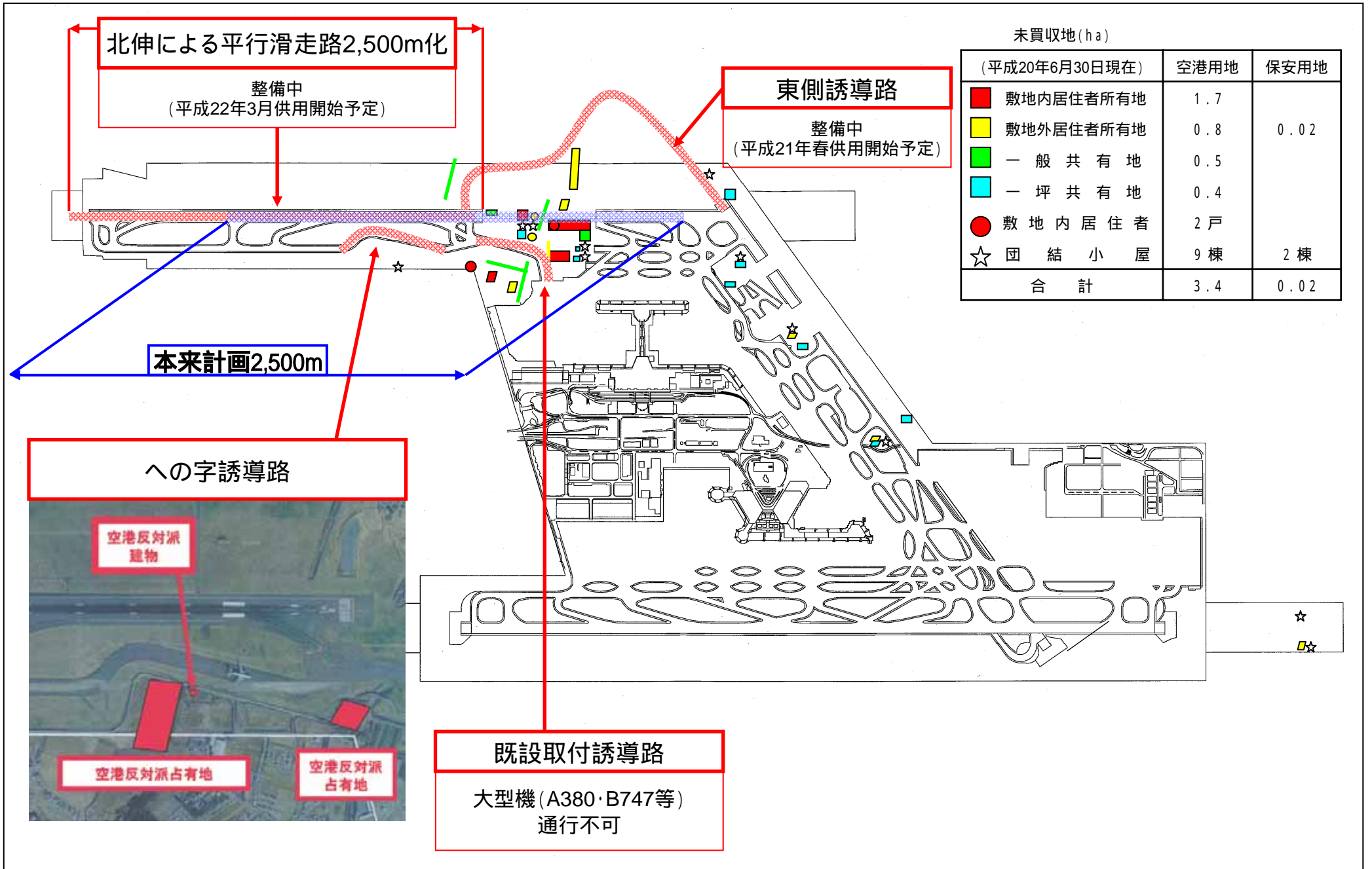
環八通り

東京モノレール

京浜急行

成田空港の現況と北伸事業

資料D (参考)



政府の株式保有が義務付けられている主な法人に係る行為規制

資料E

	成田空港会社	日本政策 金融公庫	輸出入・港湾関連 情報処理センター	関西空港会社	JT	日本郵政	NTT	高速道路会社
政府保有義務割合	総数(※)	総数	過半数	2分の1以上	3分の1超	3分の1超	3分の1以上	3分の1以上 (※※)
国が定める 基本計画への適合	○	—	—	○	—	—	—	—
事業範囲の法定	○	○	○	○	○	○	○	○
資金の無利子貸付け	○	○	—	○	—	—	—	—
資金調達に係る大臣認可 (新株発行、社債募集、長期借入)	○	△ (社債募集のみ)	○	○	△ (新株発行、 社債募集のみ)	△ (新株発行のみ)	△ (新株発行、 社債募集のみ)	○
役員の選任・解任に 係る大臣認可	○	○	○	○	○	○	○	○
毎年度の事業計画の 大臣認可	○	○	○	○	○	○	○	○
重要な財産譲渡等に 係る大臣認可	○	—	○	○	○	—	○	○
定款変更決議に 係る大臣認可	○	○	○	○	○	○	○	○
財務諸表の提出	○	○	○	○	○	○	○	○
監督命令、報告徴収、 立入検査	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 会社設立時に旧新東京国際空港公団から政府に全株無償譲渡

※※ 首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社については、政府及び地方公共団体合わせて3分の1以上保有する義務があり、その他の高速道路株式会社については、政府が3分の1以上保有する義務がある。

日本空港ビルディング株式会社に係る現行規制

空港機能施設の適切な設置・管理
(空港法:平成21年4月1日施行予定)

空港機能施設事業を行う者を国土交通大臣が指定

空港の設置・管理に関する基本方針に従った事業運営

旅客ターミナル利用料の上限の認可

大臣による報告徴収、立入検査及び監督命令

空港機能施設事業を適正に行うことができない場合、大臣からの監督命令に違反した場合等に、大臣による指定の取消し

日本空港ビルディング株式会社

国有財産(土地)の適切な使用・管理
(国有財産法)

地方航空局長による国有財産(土地)の使用許可(1年毎の更新)(地方航空局長は許可条件として、用途の限定、善管注意義務等を付すことが可能)

地方航空局長による報告徴収、立入検査及び監督命令

許可条件に反した場合、空港管理規則の承認が取り消された場合、使用許可の取消し